

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第4号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条の2  条例第19条の2 第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定める対外運動競技等」とは、次の各号の<u>いずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2)  [略]</p> <p>2～5  [略]</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第26条の4  条例第19条の4 第1項に規定する「人事委員会が定めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定めるもの」とは、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）、岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定められた市町村立の小学校及び中学校の運営管理に関する規則の規定により置かれる主任等で次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="142 1525 770 1576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>2  [略]</p>	[略]	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条の2  条例第19条の2 第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定める対外運動競技等」とは、次の各号の<u>いずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2)  [略]</p> <p>2～5  [略]</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第26条の4  条例第19条の4 第1項に規定する「人事委員会が定めるもの」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定めるもの」とは、<u>岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）</u>、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）、岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定められた市町村立の小学校及び中学校の運営管理に関する規則の規定により置かれる主任等で次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="828 1525 1457 1576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>2  [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。